

議案第15号

八幡浜市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和7年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立保育所条例の一部を改正する条例

八幡浜市立保育所条例（平成17年条例第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
八幡浜市立川上保育所	(略)	八幡浜市立川上保育所	(略)
		八幡浜市立愛宕保育所	八幡浜市愛宕487番地3
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

令和7年3月31日をもって愛宕保育所を閉所することに伴い、所要の改正を行うため。

